

「障害」の表記について

平成 22 年 11 月の国の障がい者制度改革推進会議における「障害」の表記に関する検討結果は、「現時点において新たに特定のものに決定することは困難である」、「当面、現状の「障害」を用いることし、今後制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである」としています。

一方、本協議会では、平成 22 年度の第三次障害者福祉計画策定時に、本件について協議されましたが、概ねの意見が、当時の国の見解を踏まえ、「障害に対する正しい理解の推進を願望するが、行政が作成する文書について現時点では表記にこだわらない。」というもので、表記の見直しには至りませんでした。

以降、国での検討についての公表がないなか、他県・他市においては、独自の見解により、「障害」の表記の見直しを行なっています。また、今年度宇部市議会 9 月定例会において、「障害者等のバリアフリーの推進について」の質問のなかで、「障害の表記について」が取り上げられました。

そのため、今後の宇部市の「障害」の表記について、再度、当協議会で検討していただきたいと思います。

【参考】

「障がい」と表記している地方公共団体

北海道、大阪府、大分県、三重県、山形県、鳥取県、山口県萩市、広島県廿日市市、福岡県福岡市、飯塚市、三重県志摩市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市など